

資料紹介 電気通信大学所蔵『鉄砲秘伝書抜書』について

佐藤賢一

はじめに

本稿では電気通信大学所蔵『鉄砲秘伝書抜書』を紹介する。(1) 本資料は、慶長一八年(一六一三年)の年紀を持つ、江戸時代初期の鉄砲に関する秘伝書である。以下の本文では、本資料の全文写真を掲げ、本文の内容とこれを著した澤村氏についての解説を行う。

一 資料の書誌情報と影印

本資料は二〇〇三年に古書肆より電気通信大学が購入した資料で、それ以前の旧蔵者についての情報は不明である。

資料の形態については、折本の写本一帖で、折った状態の大きさが縦二五・六cm×横一〇・七cmで、広げた全長が一〇七cm(見開き一〇丁分)となる。文字は墨書の縦書きで、罫線が半丁に五行分引かれている。表紙は赤茶色で、料紙は雁皮紙である。

表紙に題箋は無く、内題(タイトル)が「鉄砲秘伝書抜書」となっている。本文は鉄砲の秘伝書の形式となっていて、師匠から弟子に技を伝授する旨が日付と共に末尾に記されている。本資料を授与した師匠に当たる人物は澤村角右衛門尉之相・内記之清の親子で、慶長一八年(一六一三)一月に弟子の坪田左太右衛門尉に伝授されている。(澤村氏についての紹介は後述する。)

一六世紀後半には日本に渡来していた鉄砲(火繩銃)は、この資料の著された一六一〇年代には既に生産技術が定着し、射撃法についても流派ごとに体系化が図られるようになっていた。(2) この『鉄砲秘伝書』を記した澤村親子については、本文中に「稲富伊賀守一無」(稲富祐直、一五五二―一六六一)より伝授されたことを述べているので、稲富流の一派であった事が分かる。同時代の稲富流の秘伝書は各地に現存しているが、大抵の場合、複数の冊子に別れていて、例えば、射撃時の姿勢・構え方の解説、的の狙い方、鉄砲の大きさに合わせた火薬の分量、的までの距離の見積りの仕方、等が解説されている。(3)

本資料は、これら稲富流の秘伝書の内、一冊のみが伝存している。内容は、鉄砲の弾の重さ、銃身の長さ、飛距離に応じた火薬の分量を一覧表にしたものである。詳しい内容は、翻刻文と共に紹介することとして、以下、資料全文の写真を掲載する。

〔資料写真〕





〔花押部分拡大〕

二 資料本文の翻刻

以下、前掲の写真の翻刻文を掲げる。(適宜、空白行を挿入する。)

鉄炮秘伝書抜書

- 一 三匁五分玉三尺五寸筒薬積
- 一 拾五間内外 薬一匁三分五リン
- 一 式拾間内外 同老匁五分
- 一 廿五間内外 同一匁五分五リン
- 一 卅間内外 同老匁六分
- 一 卅五間内外 同一匁六分五リン
- 一 四拾間内外 同老匁七分
- 一 四拾五間内外 同老匁七分五リン
- 一 五拾間内外 同老匁八分
- 一 五拾五間内外 同老匁八分五リン
- 一 六拾間内外 同老匁九分
- 一 七拾間内外 同式匁
- 一 八拾間内外 同式匁式分
- 一 右三尺三寸筒ニハ五リン引ニ込ヘシ三尺丸臺ニハ一分落シ可込式尺八寸ノかき臺ニハ一分五リン
- 一 落ニ可込進之口伝有但筒ノふとさ細さニ可寄分別重々有

老匁玉四尺一寸ノ薬積

- 一 拾五間内外 薬老匁六分
- 一 廿間内外 同老匁七分
- 一 卅間内外 同一匁八分
- 一 四拾間内外 同老匁九分
- 一 五拾間内外 同式匁
- 一 六拾間内外 同式匁式分
- 一 七拾間内外 同式匁四分
- 一 八拾間内外 同式匁六分
- 一 右四尺老寸ノ内外之薬積也

六匁玉四尺五寸ノ筒之薬積

- 一 拾五間内外 薬式匁
- 一 廿間内外 同式匁二分
- 一 卅間内外 同式匁四分
- 一 四拾間内外 同式匁六分
- 一 五拾間内外 同式匁八分

一 六拾間内外 同三匁
 一 七拾間内外 同三匁二分
 一 八拾間内外 同三匁四分

已上

一 三匁五分玉三尺五寸筒重目當積
 一 壹町五段 壇二分

一 貳町 藥二匁四分 壇四分半ニツヨシ

一 貳町五反 藥貳匁六分 壇貳匁七分

一 三町 藥二匁七分 壇一吋ニツヨシ

一 三町五段 藥二匁八分 壇一吋五分ニツヨシ

一 四町 藥貳匁九分 壇二吋二分ニツヨシ

一 四町五反 藥三匁 壇三吋一分ニツヨシ

一 五町 藥三匁一分 壇四吋 藥三匁三分

已上

一 一兩玉四尺一寸筒重目當積
 一 一町五段 先八寸 壇一分半ニツヨシ

一 貳町 前八寸 藥貳匁八分 壇三分

一 貳町五反 藥三匁一分 壇四分ニヨハシ

一 三町 藥三匁二分 壇六分半ニツヨシ

一 三町五反 藥三匁四分 壇一吋ニヨハシ

一 四町 藥三匁五分 壇一吋二分ニツヨシ

一 四町五反 藥三匁七分 壇一吋六分半ニツヨシ

一 五町 藥三匁八分 壇二吋三分半

藥四匁

已上

六匁玉四尺五寸筒重目当積

一 壹町五段 先八寸 壇一分半

一 貳町 前八寸 藥三匁六分

一 貳町五段 壇二分半

一 貳町五段 藥三匁九分

一 三町 壇三分半

一 三町 藥四匁

一 三町五段 壇六分半

一 四町 藥四匁二分

一 四町 壇九分半

一 四町 藥四匁三分

一 四町五反 壇一寸二分ニツヨシ

一 五町 藥四匁五分

一 五町 壇一寸七分

一 五町 藥四匁六分

一 五町 壇二寸四分半

一 五町 藥四匁八分

已上

右之書慶長十年正月廿四日

從稻富伊賀守入道一夢齋相伝雖

為一大事之秘伝書物年来鉄砲

御執心被申其上拙者父子江万事

付而別而致添御心候間写進之畢

向後鉄砲之儀弥無御油断可有

御嗜候猶於御応望者参而書物

遣之可申候此書物之儀於御他見者

必御誓紙天罰不去立所可有御蒙

者也仍如件

澤村角右衛門尉

之相 [花押][印]

慶長十八年

十一月吉日

澤村内記

之清 [花押][印]

坪田左太右衛門尉殿

三 『鉄砲秘伝書拔書』の内容について

資料の本文は大きく六つの一覧表が提示されている。

- (一) 三匁五分玉 三尺五寸筒 菓積
- (二) 一匁玉 四尺一寸ノ 菓積
- (三) 六匁玉 四尺五寸ノ筒之 菓積
- (四) 三匁五分玉 三尺五寸筒 重目當積
- (五) 一兩玉 四尺一寸筒 重目當積
- (六) 六匁玉 四尺五寸筒 重目當積

これらはそれぞれ、鉄砲の弾の重さと筒の長さを与えたときに、目標までの飛距離に応じて必要な黒色火薬の分量を提示する表となっている。(4) これらの表に記されている数値については、現存する同系の秘伝書の間でも幾つかの異同が確認されるので、本資料においても原文の数値が保存されている確証は無く、伝授の過程で内容に差違が生じた可能性は大いにある。また、当時は現在のように実験的・実証的に火薬の分量と銃弾の飛距離の関係を確定していたとは考えられず、砲術に関わった人々の間で経験的に伝承された内容を整理した数値の表であろうと予想される。(5)

参考までに、これら六つの表を現代的な数表として表記しグラフ化すると次のようになる。(一匁 \parallel 三・七五g、一兩 \parallel 一〇匁、一尺 \parallel 一〇寸 \parallel 三〇・三〇cm、一町 \parallel 六〇間 \parallel 三六〇尺、一反(段) \parallel 六間、の換算となる。)

表(一) 三・五匁玉 三・五尺筒

距離(間)	火薬(匁)
15	1.35
20	1.5
25	1.55
30	1.6
35	1.65
40	1.7
45	1.75
50	1.8
55	1.85
60	1.9
70	2
80	2.2

(原文に付される「内外」の文字は、現在の「前後」と同じ用法と推定される。「拾五間内外」と記される場合は、「拾五間前後」となる。以下、同様。)

表(二) 一匁玉 四・一尺筒

距離	火薬
15	1.6
20	1.7
30	1.8
40	1.9
50	2
60	2.2
70	2.4
80	2.6

表(三) 六匁玉 三・五尺筒

距離	壇	火薬
1.5	0.15	3.6
2	0.25	3.9
2.5	0.35	4
3	0.65	4.2
3.5	0.95	4.3
4	1.2	4.5
4.5	1.7	4.6
5	2.45	4.8

表(六) 六匁玉 四・五尺筒 重目当

距離	壇	火薬
1.5	0.15	2.8
2	0.3	3.1
2.5	0.4	3.2
3	0.65	3.4
3.5	1	3.5
4	1.2	3.7
4.5	1.65	3.8
5	2.35	4

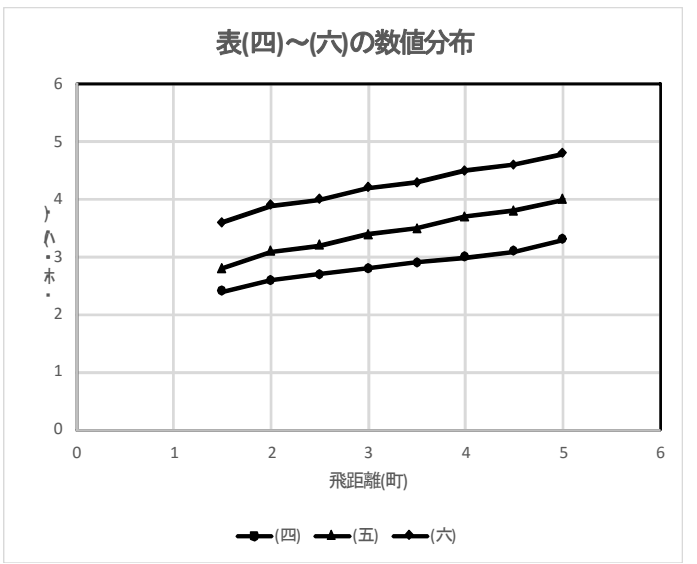
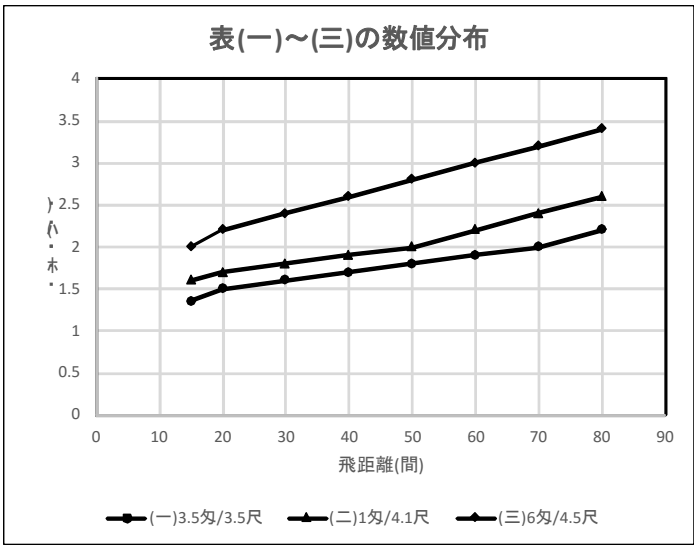
表(五) 一両玉 四・一尺筒 重目当

(「壇」とは、矢倉の目盛の数値と推定される。)

距離(町)	壇(寸)	火薬(匁)
1.5	0.2	2.4
2	0.45	2.6
2.5	0.75	2.7
3	1	2.8
3.5	1.5	2.9
4	2.2	3
4.5	3.1	3.1
5	4	3.3

表(四) 三・五匁玉 三・五尺筒 重目当

距離	火薬
15	2
20	2.2
30	2.4
40	2.6
50	2.8
60	3
70	3.2
80	3.4



(現代的なグラフによって表(一)～(六)を図示したが本文でも述べたとおり、これらの数値は実験的に得られたとは考えられず、経験的もしくは観念的に設定された数値群と見なすべきであろう。ここでは、各表の数値の分布が一次関数的に設定されていたことを確認するためのグラフとして参照されたい。)

表(一)の箇所の但し書きに「右三尺三寸筒ニハ五リン引ニ込ヘシ三尺丸臺ニハ一分落シ可込……」と記されているが、これは鉄砲の銃身を三尺五寸から短くした場合の火薬の装填量を指示しており、例えば三尺三寸に短くした場合、装填する火薬の量は各飛距離に対して五厘ずつ少なくなるよう指示されている。(他の場合は、三尺と二尺八寸となる。)(6) 末尾の一文「右之書……」は、秘伝書を記した澤村父子が授与される坪田氏に宛てた注意書きである。要約すると、

「本書は慶長十年正月に稲富伊賀守より相伝した秘術であるが、貴殿は長年鉄砲の術に傾倒し我々父子に従ってくれたことで、この書を写して伝授する。以後、鉄砲の術を油断無く嗜まれるよう、また、他の人がこの術を所望の際は他見させず誓詞を取ってから与えるように。」

となる。この一文は、江戸時代を通じて継承された技芸の秘伝書に典型的な内容であり、年代(慶長十年)と伝授者(稲富氏)の情報以外に特に新味は無い。次に、この秘伝書を授与した澤村父子に関する情報をまとめたい。

四 秘伝書の伝授者 澤村氏について

この『鉄砲秘伝書抜書』の末尾に署名を残している澤村氏親子について、現在判明していることを紹介しておきたい。

そもそも、この秘伝書から読み取れる彼らの情報は、わずかに姓名と秘伝書の成立時期（慶長一八年）である。そこで、慶長一八年に存命であった澤村之相・之清という父子を探索する作業が求められるが、本資料を購入後しばらくの間は、何ら手がかりも無く皆目見当も付かない状況であった。偶々、二〇一八年五月に筆者は滋賀県の彦根市立図書館で資料集『彦根藩史料叢書 侍中由緒帳』⁽⁷⁾ を閲覧する機会を得たが、その中に確実に慶長一八年には存命である、澤村之相・之清の両名の記載を見出すことができた。

この史料叢書で翻刻されている「侍中由緒帳」とは、彦根藩井伊家中の藩士が藩に提出した由緒書き（歴代の先祖の経歴を記した文書）を集成した編纂物である。その記録の中に澤村家の項目が設けられ、四代目当主である澤村之省が元禄四年時点で先祖のことを記録した文言として、以下のような初代・之相、二代・之清の記述が収録されている。（之省の曾祖父が之相、祖父が之清という続柄になる。）なお、正確を期すと、以下の引用文中に彼らの実名を示す「之相」と「之清」の文字は記されていないが、本叢書の解説で言及されている別史料『貞享異譜』（これも彦根藩士の由緒書き）に彼らの実名が収録されている⁽⁸⁾ ことが明らかなので、本稿でもそれに準拠した。

初代・澤村之相

「右拙者」之省のこと「曾祖父沢村角右衛門」之相「生国伊賀、父者沢村山城守与申候而綾郡壬生野野攬上之城主二候、信長一乱二牢人仕候、其後曾祖父沢村角右衛門儀、

直政「初代井伊家藩主」様上州御在城之御時被召出、御近所二召仕諸事御用等相務申候、其後五百石拝知、関ヶ原相務、其後五百石御加増都合千石拝領仕、御小性衆并御歩行衆御預被遊、御使番共二被仰付大坂両御陣相務、御帰陣以後五百石宛両度二御加増拝領仕、都合式千石拝知仕候」⁽⁹⁾

（強調は引用者による。「」内の記載は引用者による補足情報。以下同様）

二代・澤村之清

「祖父沢村角右衛門」之清、大阪御陣之時分御小性役相勤、其後自分二三百石拝知、其以後親家督千二百石拝領、祖父弟沢村与一郎江分知七百石被 下置候、其後直澄「三代井伊家藩主」様御代七百石御加増、本知式千石被下置候、御用人役相務、御歩行衆御預ケ被遊候、其後御城代中老役被 仰付、御城中御番頭五人、拾一口御番頭拾老人、其外御役人知行取拾式人、都合式拾八人組付御預被遊候」⁽¹⁰⁾

本稿の儀論に必要な限りで、両名の記事の概要を記す。

澤村家の初代・之相は伊賀の攬上城主の息子として生まれたが、織田信長に攻略されて牢人となる。その後、上野国で井伊直政に召し抱えられる。最終的に二千石取りの御使番まで昇進するが、この間、関ヶ原、大坂夏の陣に参戦している。二代・之清は大坂の陣の際に御小姓役を勤める。家督を相続した後は御用人、中老役まで昇り、父と同じく二千石を拝領している。

彼ら父子は共に大坂冬の陣（慶長一八年）と夏の陣（慶長二〇年）に参戦しているので、『鉄砲秘伝書拔書』が授与された慶長一八年には確実に生存しており、この頃既に両名とも彦根藩士であったことも判明する。

ただ一点、秘伝書の記載とここに引用した記事の情報に差異がある。それは、息子・之清の通称である。秘伝書では「澤村内記之清」と名乗っているが、由緒書きでは「沢村角右衛門「之清」となっている。この点については、澤村家の当主が家督相続後に「角右衛門」を名乗ることが多かったということが手がかりとなる。(11)つまり、「内記」の通称は家督相続以前の之清のもので、相続後は角右衛門を名乗ったと考えればこの差異は矛盾無く説明できる。

以上の情報を整理すると、慶長一八年に彦根藩士として澤村角右衛門之相・之清という親子が実在していたことは明らかである。とはいえ、当時の由緒書きの通例として、個々の藩士の情報は身分・役職や石高などが記されるのみで、特別な技芸を以て召し抱えられた専門職(医師、鷹匠、剣術指南、等々)以外、特殊技能に関わる情報は記されない。従って、澤村父子が仮に鉄砲の秘伝の体得者であったとしても、それはあくまで個人の武芸に属する情報であり、彦根藩への具体的な奉仕を伴わなければ由緒書きには記載されないのである。

果たして、秘伝書を著した澤村父子と、ここで紹介した彦根藩士の澤村父子は同一人物であったのか。(12)最後にこの検証が必要となる。理想を語れば、彦根藩士としての澤村氏に由来する史料から鉄砲に関する情報が得られれば、その同定は容易である。しかし今のところ、それに類する史料は見出されていない。とはいえ、彼らが同一人物ではなかったと仮定してみると、この慶長一八年という年に、父子ともに同姓同名の二組(つまり、合計四名)が日本国内にいたことになる。澤村の苗字を持ち、親子二代で共通の実名を名乗る四名がいたということが現実起こりうる確率は、限りなく零に近いはずである。本稿の暫定的な結論となるが、非常に高い確率で彼らは同一人物であったと見なすことが妥当であろう。

ここまでは澤村氏について述べてきたが、一方の伝授された側である坪田氏についての情報は今のところ管見に入らない。澤村が伝授した相手であることから、坪田氏も彦根藩士だったと推定することは自然であろうが、前述した『彦根藩史料叢書 侍中由緒帳』には坪田家の記載は無い。坪田氏に関する探索は引き続き継続したい。

おわりに

以上、『鉄砲秘伝書抜書』の紹介を行った。一六一〇年代という近世最初期の稲富流の秘伝書に関する情報を新たに提示すると共に、これに関連した澤村之相・之清父子が彦根藩士であった可能性が高いことも指摘した。稲富流が彦根藩内に流布した可能性も示唆したことになる。惜しむらくは、本資料が唯一冊のみ現存することで、他にもあったであろう冊子は散逸したと考えられる。

本稿は紙幅の関係で資料翻刻のみを掲げたが、今後の課題として、本資料の文言を他の稲富流伝書類と校合し、写本伝来の過程を再構成することが求められる。さらに、澤村父子の関係資料を並行して探索する作業も進めねばならない。

注と文献

- (1) 本資料は、本稿筆者・佐藤が電気通信大学で行っている公開講座「理系の古文書講座」において、受講者に対する参考資料として提示している。本稿はその講座での紹介内容を筆録したものである。
- (2) 本稿で依拠した砲術の歴史については、宇多川武久『江戸の砲術 継承される武芸』（東洋書林、二〇〇〇年）、宇多川武久編『鉄砲伝来の日本史 火縄銃からライフル銃まで』（吉川弘文館、二〇〇七年）を参照した。
- (3) 稲富流の秘伝書として一六一〇年代に記された資料の現存例としては、東京大学総合図書館南葵文庫所蔵「稲富流秘伝書」一〇冊、京都大学附属図書館所蔵「稲富流鉄砲秘伝書」一九冊、国立歴史民俗博物館所蔵吉コレクション所蔵「稲富流秘伝書」、等が挙げられる。
- (4) これらの表の内(四)～(六)については、「重目当」(かさねめあて)の火薬の分量が掲載されている。重目当とは、稲富流において、鉄砲を発射する際に銃身に「矢倉(やぐら)」と呼ばれる照準板を立て、その目盛りまたは板に開けた穴を使って照準を決定することを指している。
- (5) とはいえ、彼らが一連の経験則を表にまとめるために用いたであろう数理観念、例えば、飛距離に対して必要な火薬の分量が一次関数的に増えていくといった関係概念を探究することは、技術史ではなく数学史の観点から興味深い対象となる。
- (6) 翻刻文において、説明の必要な語句を補足しておく。表(四)以降に現れる「ツヨシ」「ヨハシ」は数値に付して、それぞれ「……強」「……弱」を意味している。表(五)(六)に現れる「先八寸」「前八寸」はそれぞれ、射撃手から見た銃身の先端から八寸の位置にある照準、銃身の後部から八寸の位置にある照準を示す。
- (7) 澤村氏の記載を収録するのは、彦根城博物館編『彦根藩史料叢書 侍中由緒帳』2(彦根市教育委員会、一九九五年)である。本来ならば原史料を参照した上で詳細を立論すべきであるが、本稿は史料の所在を速報する意義を重視し、原史料の参照は継続研究作業として次の課題としたい。
- (8) 前掲書の解説に「初代之相は角右衛門を称し、「侍中由緒帳」・「貞享異譜」によると、生国伊賀国、父は山城守・伊賀国綾郡(阿山郡カ)壬生野の攬上城主という。「貞享異譜」には、父の実名は之通といい「後略」(四五八頁)等と記載されており、「貞享異譜」で歴代の実名の情報を補っていることが分かる。
- (9) 前掲書、三五六―三五七頁。
- (10) 前掲書、三五八頁。
- (11) 「沢村家歴代は、……家督相続後に角右衛門を称する例が多い」(前掲書、四五八頁)
- (12) 稲富一夢が彦根藩士と師弟関係を結んでいた史実も確認される。すなわち、稲富は慶長六年、彦根藩士の岡本半介に鉄砲術を伝授している。(宇多川『江戸の砲術』、二〇五頁)この一事を以てすると、稲富が彦根藩士と接触の機会があったことが示唆され、澤村氏の元に稲富流の秘術が伝わったことの説明もできよう。

An Introduction of a License to Gunnery in Edo Period, *Teppo Hiden Bassho*, 1613.

Abstract

This paper introduces one historical material of a license to traditional Japanese gunnery on 1613. This license, *Teppo Hiden Bassho* (鉄砲秘伝抜書), was issued by both SAWAMURA Kakuemon (澤村 角右衛門) and his son, Naiki (内記) to TSUBOTA Sataemon (坪田 左太右衛門). In this license, Sawamura family showed 6 correspondence tables as their school secret, listing the relationship between the weight of gun-powder and the musket shot. The author reveals that SAWAMURA family was higher-class feudal retainer of Hikone Clan, referring their genealogy edited by the order of Lord Ii (井伊).